**〇〇〇ジュニアクラブ　個人情報取扱規則**

（目的）

第１条　　〇〇〇ジュニアクラブ（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第２条　　本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ジュニアクラブ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（定義）

第３条　　「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

　　　　（１）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

　　　　（２）個人識別符号が含まれるもの

（管理者）

第４条　　本会における個人情報の管理者は、会長とする。

（取扱者）

第５条　　本会における個人情報の取扱者は、会長および役員とする。

（秘密保持義務）

第6条　　個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第７条　　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑なジュニアクラブ活動をおこなうために以下の情報を取得する。

（１）会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）

必要に応じて、

追加・削除してください。

・追加

（２）会員の子どもの氏名・学年・クラス

（３）必要に応じ、会員や会員の子ども等の写真

（周知）

第８条　　個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

（利用）

第９条　　取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）ジュニアクラブ会費の集金業務、管理業務

（２）ジュニアクラブ関連文書の送付

（３）役員並びに会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成

（４）委員選出並びに本部役員選出等の推薦活動

必要に応じて、

追加・削除してください。

・追加

（５）交通当番表の作成

（６）広報紙、会報誌、ジュニアクラブホームページへの掲載

（利用目的による制限）

第１０条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第１１条　個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第１２条　個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

（第三者への提供の制限）

第１３条　個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

（３）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者に提供する場合の記録の作成）

第１４条　本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

（１）提供を行った者（役員）の氏名

（２）提供を受けた者（第三者）の氏名

（３）提供される個人情報の対象者（本人）の氏名

（４）提供する情報の項目

（５）対象者（本人）の同意を得ている旨（前条第１号から第４号までの場合を除く

（６）提供日

（第三者から提供を受ける際の記録の作成）

第１５条　第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

1. 提供を受けた者（役員）の氏名
2. 提供を行った者（第三者）の氏名
3. 提供される個人情報の対象者（本人）の氏名

（４）提供を行った者（第三者）が個人情報を取得した経緯

（５）対象者（本人）の同意を得ている旨（第１３条第１号から第４号までの場合を除く）

（６）提供日

（情報の開示等）

第１６条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第１７条　個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

（研修）

第１８条　本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第１９条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改定）

第２０条　法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第８条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則　　本規則は、令和　　年　　月　　日より施行する。

＜入会申込書ひな形＞

**○○ジュニアクラブ入会申込書**

〇〇〇ジュニアクラブ会長　様

〇〇〇ジュニアクラブの趣旨に賛同し、入会することを承諾します。

〇〇〇ジュニアクラブの個人情報取扱規則に基づいて、以下の個人情報が利用されることに同意します。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名：

連絡先（電話番号）：

住所：

入学予定のお子さまと在校生の兄弟姉妹についてご記入ください。

※入学予定のお子様は、学校名・氏名・フリガナのみご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校 | 学年 | フリガナ  氏　名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　ご記入いただいた情報は、○○ジュニアクラブの個人情報取扱規則に定める目的以外で使用することはありません。